

○金谷委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は全員でありますので、ただいまから会議を開きます。

1、令和2年第4回定例会提出議案について、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第14号ないし議案第18号について、理事者から説明をいただきます。

税務部長。

○稲田税務部長 本定例会に提案しております議案のうち、税務部所管にかかわる事項につきまして御説明申し上げます。

議案第1号の令和2年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の11ページをごらんください。2款2項2目賦課徴収費のふるさと納税推進費5億1千838万5千円でございます。こちらは、本年度のふるさと納税の寄附実績が当初見込みを上回り、返礼品の調達費用や配送料、収納代行等業務委託料などの経費に不足が生じることが見込まれますことから、補正措置を講じようとするもので、財源は全額一般財源としております。

次に、ページ戻りまして、補正予算書の3ページをごらんください。第3表債務負担行為補正追加分の軽自動車税種別割納税通知書印字及び封入封かん業務委託料と、その下の市道民税納税通知書等作成及び封入封かん業務委託料でございます。これらはいずれも令和3年度の当初課税に向け、軽自動車税種別割、または市道民税に関する納税通知書の作成や封入封緘等の業務を一括して委託するもので、業務委託の期間がそれぞれ令和3年2月または1月から翌年度にわたる契約となるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○金谷委員長 市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管にかかわる3事業につきまして御説明いたします。

補正予算書の11ページをごらんください。真ん中あたりですが、2款1項1目、管理事務費15万4千円についてでございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、支所来庁者及び施設内で使用するため、消毒用アルコールを購入しようとするものでございます。次に、その次の段になりますが、2款1項5目、コミュニティセンター改修費106万4千円についてであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、利用者に対して快適で安全な施設サービスを提供するため、忠和地区センター大集会室の窓を固定式から開閉式に改修しようとするものでございます。次に、1ページめくっていただきまして13ページの上から3段目になります。6款1項7目、農村地域センター改修費102万4千円についてでございます。この事業につきましても、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、西神楽農業構造改善センターの農産加工室の床を抗菌仕様に改修しようとするものでございます。いずれも財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

続きまして、議案書のほうをごらんください。議案第14号になります。議案第14号、旭川市支所設置条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、西神楽地域の公共施設再編に伴う条例の改正でございますが、市民生活部所管分につきましては、旭川市支所設置

条例及び旭川市農村地域センター条例の2点でございます。

まず1つ目は、第1条の部分になりますけれども、西神楽支所の西神楽農業構造改善センター内への移転に伴い、旭川市支所設置条例別表の設置位置を変更するため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。2つ目は、第3条に当たりますが、西神楽公民館の同センター内移転に伴い、講堂が公民館として位置づけられますことから、旭川市農村地域センター条例別表の講堂部分を削除するため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、施行日につきましては、いずれも令和3年3月8日からとしてございまして、同日より、新たに通称西神楽市民交流センターとして供用を開始する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案しております議案のうち、福祉保険部所管の補正予算に係る事項につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の11ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費の指導監査事務費につきましては、令和3年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に伴い、各システムを改修するため、その経費として514万2千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が153万9千円、一般財源が360万3千円となっております。次に、3目老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、システム改修費の増などに伴い、繰出金として4千946万円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。次に、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、給与改定に伴い、繰出金92万5千円を減額しようとするものであります。次に、12ページをごらんください。6目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、給与改定などに伴い、繰出金16万9千円を減額しようとするものであります。

続きまして、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の21ページをごらんください。1款1項1目の管理事務費につきましては、給与改定に伴う減額のほか、オンライン資格確認の開始などに伴い、国保オンラインシステムを改修するため、1千630万7千円を補正しようとするものであります。財源は、道支出金が1千723万2千円、繰入金がマイナス92万5千円となっております。

次に、債務負担行為でございますが、24ページをごらんください。国民健康保険料納入通知書等作成及び封入封かん業務委託料についてでございます。国民健康保険料の令和3年度賦課分の納入通知書等の作成と封入封緘を一括して委託するため、令和3年1月までに契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第4号、令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の30ページをごらんください。1款1項1目の管理事務費につきましては、給与改定に伴う減額のほか、介護報酬改定等に伴い介護保険事務処理システムを改修するため、4千800万円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が610万7千円、繰入金が4千189万3千円となっております。次に、3項2目の認定調査等費につきましては、要介護認定期間延長に伴い、認定支援システムを改修するため、その経費として325万6千円を補正しようとするも

のであります。財源は、国庫支出金が41万円、繰入金が284万6千円となっております。次に、2款1項1目の居宅介護住宅改修費につきましては、住宅改修費が当初の見込みより増加したことに伴い、3千808万5千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が1千9万3千円、道支出金が476万1千円、繰入金が1千294万9千円、支払基金交付金が1千28万2千円となっております。次に、31ページの3款2項1目の介護予防普及啓発事業費から3項2目の地域自立生活支援等事業費の6事業につきましては、いずれも給与改定に伴うもので、合計23万1千円を減額しようとするものであります。

続きまして、議案第5号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の35ページをごらんください。1款1項1目の管理事務費につきましては、給与改定に伴う減額のほか、保険料均等割軽減措置等の見直しに伴い後期高齢者医療制度市町村システムを改修するため、935万7千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が190万5千円、繰入金が745万2千円となっております。次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度の事務費負担金の額が確定し、当初の見込みより減額となったことから、762万1千円を減額しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 本定例会への提出議案のうち、子育て支援部にかかわるものにつきまして御説明申し上げます。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算の補正予算書12ページをごらんください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、産後ケア事業費でございます。産後ケア事業の訪問型及び日帰り型の利用者が当初見込みを上回ることに伴う委託料の増に対応するため、272万6千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が136万3千円、一般財源が136万3千円でございます。次に、児童手当支給費でございます。令和元年度中に受領した児童手当国庫交付金について、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため、947万円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。次に、児童扶養手当支給費でございます。児童扶養手当法の一部改正に伴い、令和3年3月支給分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給するため、システム改修に要する委託料について、126万5千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。次に、保育士確保事業費でございます。保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象者数が当初見込みを上回ったことに伴う補助金の増に対応するため、1千76万円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が716万1千円、一般財源が359万9千円でございます。次に、2目児童措置費のうち、子どものための教育・保育給付費でございます。令和元年度中に受領した子どものための教育・保育給付費道負担金について、交付額が確定したことから、その超過分を道に返還するため、621万5千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

続きまして、議案第18号になります。旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同条例で引用しております法の引用条項を整備しようとするもので、施行日

は令和3年1月1日ということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分について御説明申し上げます。補正予算書の12ページをごらんください。これまでも補正をお願いしてきた新型コロナウイルス感染症対策費用のうち、医療体制の整備費用の一部を減額するほか、発熱外来に対応する医療機関の区分変更等による支援金の追加、また、今回新たに導入するPCR検査機器の購入費用などを補正するものであります。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。感染者の受け入れ体制を整備するため、市内の基幹病院における入院病床の確保に係る費用について、当初、本市の予算で計上しておりましたが、本年8月に感染症病床確保促進事業として北海道が直接実施することになったため、当初計上していたこれらに係る事業費2億2千76万7千円を減額しようとするものであります。次に、同じ予防費の下段にあります発熱外来体制構築費についてでございます。この事業は、秋冬のインフルエンザ流行期において、旭川市医師会与連携を図りながら、一次医療機関による発熱者の診療体制を構築するもので、第3回定例会、第5回臨時会で補正予算を議決いただいたものであります。旭川市医師会や市内医療機関などと調整を進めてきた中で、協力医療機関数の上限や区分の変更、日祝当番医における発熱患者診療医療機関数の増も見込まれることから、安定的に対応できるようその協力支援金として4千279万円を追加しようとするものであります。続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の試験検査費についてでございます。本事業は、公衆衛生の向上及び推進を図るため、感染症等の各種検査を実施しているもので、今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環として、検体採取所の設置やクラスター発生等による検査数の増加に備えるため、リアルタイムPCR装置等の新型コロナウイルス検査機器の購入などに要する費用として、645万4千円を追加しようとするものでございます。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 議案第15号から議案第17号までの3件につきまして、一括して説明をさせていただきます。議案第15号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第17号、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもので、延滞金の算定に用いる割合の名称について、特例基準割合を延滞金特例基準割合に、還付加算金の算定に用いる割合の名称及び率につきまして、特例基準割合を還付加算金特例基準割合に、また率につきましては、平均貸付割合に1%を加えた率を平均貸付割合に0.5%を加えた率にそれぞれ改めようとするものであります。この改正につきましては、令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。

また、旭川市国民健康保険条例につきましては、地方税法の改正に伴う個人所得課税の見直しが低所得世帯の軽減判定に不利益を生じないよう規定の整備を行おうとするものであります。この改正につきましては、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分の保険料から適用しようとするものでございます。

旭川市介護保険条例につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴う引用条項の整備を行お

うとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 ここで、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、議案の説明にかかわり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

休憩せずにそのまま続けたいと思います。2、報告事項についてに入ります。

第4次旭川市障がい者計画（素案）及び第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出手続の実施について、障害者加算の認定誤りによる生活扶助費等負担金の過大交付について、第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、理事者から報告を願います。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 初めに、第4次旭川市障がい者計画（素案）及び第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第4次旭川市障がい者計画（素案）であります。本計画は、障害者基本法の規定に基づき、障害のある方の施策に関する基本的な方向を示す内容となっております。

お手元の資料をめくっていただいて3枚目でございます。第4次旭川市障がい者計画（素案）の全体像をごらんください。本計画においては、基本理念として、「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」ということを掲げた上で、4つの目標として、お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進、その人らしく暮らすための支援体制の充実、いきいきと暮らすための自立と活躍の促進、安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現を設定し、これらに基づき、障害者福祉に係る各施策の展開を図ろうとするものであり、計画期間は、現行の第3次障がい者計画と同様に、令和3年度から令和7年度までの5年としております。

続きまして、本計画の体系につきましては、お手元の資料の4枚目でございます。第3次旭川市障がい者計画の体系と、第4次旭川市障がい者計画（素案）の体系の比較についてをごらんください。左側に第3次障がい者計画の体系図、右側に第4次障がい者計画（素案）の体系図を掲載しております。

第3次障がい者計画からの主な見直しの内容であります。大きく3点ございます。1点目は、重点施策「理解」及び施策の方向「障がいのある人への理解の促進」の設定であります。本件につきましては、第3次障がい者計画にも内容を掲載していたところでございますが、障害のある人の自立と社会参加に関する取り組みをより実効性あるものにしていくためには、障害のある人に対する幅広い市民の理解が欠かせないと基本的認識のもと、施策の区分の重点施策として「理解」、また、施策の方向に「障がいのある人への理解の促進」を別に項立てて記載することといたしました。また、2点目として、新型コロナウイルス感染症に関連する取り組み、3点目として、災害対策に関連する取り組みを施策の方向の該当箇所にそれぞれ盛り込み、昨今の状況に応じた障害者の施策の推進を図ることについて明記しております。

続きまして、第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画（素案）でございますが、本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者が希望する生活の実現のため、地域として備えるべき福祉サービスの提供体制のあり方を定めるものであり、第4次旭川市障がい者計画で定める生活支援の施策に関する取り組みを具体的に示す位置づけとなっております。

お手元の資料の3枚目でございます。第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画（素案）の全体像をごらんください。本計画は、2つの大きな枠組みで構成されております。

1つ目が、各自治体の計画策定に当たり、厚生労働省告示として示されている基本指針に基づく内容でございます。本件につきましては、第3章において、障害児・者の自立支援の観点から、課題解決が求められる施設入所者の地域生活への移行を初めとした7項目の成果目標を掲げるとともに、第4章から第6章において、各成果目標を達成するために必要となる個々の福祉サービスの見込み量を示す活動指標を設定し、現状と課題を踏まえた今後の取り組みの方向性を示しております。なお、現行の計画である第5期旭川市障がい福祉計画・第1期旭川市障がい児福祉計画と比較し、厚生労働省告示による指示及び昨今の状況に基づき、今回の計画において新規要素として追加されている項目につきましては、お手元の資料において、新と記載しており、一例として第3章の成果目標の⑥として掲げる、障害者やその家族等への相談支援体制の充実・強化等などがございます。

2つ目が、第7章において、国から策定指示を受けている成果目標等のほか、本市の障害福祉の現状を踏まえて取り組みを進めるべき内容として、旭川市障がい者福祉施設等整備方針を初めとした4項目を目標として掲げております。計画期間につきましては、法令に基づき、令和3年度から令和5年度までを期間としております。

これら2つの計画の素案につきましては、12月21日から1月26日までを期間として、市政情報コーナーや各支所、公民館、障害者福祉センター、障害福祉課などで資料を配布するほか、市ホームページへの掲載により意見を募集する予定でございます。

今後の予定につきましては、意見提出手続を経て、お寄せいただいた御意見等を踏まえて必要な修正を行い、3月下旬には本計画を確定させる予定でございます。

以上、第4次旭川市障がい者計画（素案）及び第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出手続の実施に係る御報告とさせていただきます。

続きまして、障害者加算の認定誤りによる生活扶助費等負担金の過大交付についてであります。平成30年度に行われた会計検査により、生活保護費に係る国庫負担金の過年度分につきましては、一部返納が生じる見込みでありますことから、御報告させていただきます。

具体的には、平成30年5月に実施されました会計検査院実地検査におきまして、生活保護費の障害者加算の認定に誤りがあったことによりまして、国からの負担金交付額が過大であると指摘を受けたものでございます。障害者加算につきましては、障害を有することによって生じる特別な需要に対応するもので、加算される生活保護費は障害の程度により異なり、程度の判定は原則として、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、障害基礎年金等により行うこととなっております。今回指摘がありましたのは、平成25年度から平成30年度までに支給した生活保護費に関しまして、過支給した生活保護費は、合計202万4千260円、このうちの4分の3に当たる151万8千196円が国からの負担金交付額であり、指摘の内容としましては、障害の程度の判定に誤りがあった

ものが5件、加算の認定時期を誤ったものが1件、合計6件となっております。

次に、これまでの対応でございますが、平成30年5月の会計検査院実地検査に係る事前通知に基づき、平成30年4月に障害者加算を認定しているケースの全件確認を行いましたところ、保護費の過支給が判明し、返還が必要となった被保護者には謝罪と説明を行い、理解を得た上で、生活に支障のない金額での分割返還手続を実施し、これまで完納が1世帯、分割納付中が5世帯となっております。また、会計検査院への対応でございますが、令和元年7月及び令和2年3月に事後資料の提出依頼がございまして、いずれも指定された期限までに提出をしております。

次に、今後の対応についてでございますが、過大に交付された負担金は、厚生労働省からの指示に従い返還手続を行いますが、返還額は、時効を迎えた平成25年度分負担金の取り扱い等を厚生労働省での検討が終わり次第示され、令和3年3月末までに返還する予定でございます。また、返還には補正予算の計上が必要となるところでございます。

最後に、再発防止策につきましては、今後同様の指摘を受けることがないように、障害者加算に関する事務処理につきまして、地区担当者が認定処理する際の手順や注意点等をまとめた障害者加算認定の手順書を平成30年中に作成し、統一的な事務処理となるよう努めているほか、係長、課長が決裁を行う際には、保護の実施要領、手順書に従った認定であるか等を査察指導台帳を使い、慎重に確認しながら、再発防止の対策を行っているところでございます。

以上、生活保護費に係る国庫負担金の過大交付について御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告いたします。

本市の旭川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、現在、第7期目として平成30年度から今年度までの3カ年の計画期間となっておりますが、今年度が最終年度となりますことから、第8期の旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、計画の骨子及び今後のスケジュール等をお手元に配付しております資料に沿って御説明をいたします。

資料の1ページをごらんください。本計画は、高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するものでございます。本市における地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系づけるものであり、第8期となります本計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間としております。

次に、計画の骨子についてでございますが、資料の2ページ目をごらんください。計画の策定に当たりましては、国の基本指針を踏まえながら、第7期計画における取り組み結果や社会情勢、地域の課題等を反映させたものとし、第7期同様、「市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことができるまちづくり」を計画の基本理念としております。

次に、資料の3ページ、4ページになりますが、本計画における各章ごとの策定方針をお示ししております。主な内容でございますが、第3章から第5章にかけて、旭川市の高齢者の現状や人口推計、地域包括ケアシステムの現状と課題等を整理した上で、第6章において基本理念と基本目標

を定め、第8章で具体的な施策や事業を基本目標に沿って体系的に設定いたします。さらに、第9章において、令和3年度から3年間の介護保険サービス量と給付費等を見込み、介護保険料を算出するとともに、施設の整備方針等について定める内容としております。資料1ページに戻っていただきまして、策定に当たりましては、3、検討のイメージにありますとおり、附属機関である社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を初め、地域包括ケアシステム庁内推進委員会での協議等を踏まえながら進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、この後、策定作業を進め、計画素案に対する意見提出手続を本年12月21日から令和3年1月26日までの予定で実施し、その後、附属機関の審議等を経て、第1回定例会において、保険料率など介護保険条例改正案及び令和3年度当初予算案を御審議いただき、令和3年3月末に本計画を正式決定する予定でございます。

説明は以上でございます。

○**金谷委員長** ここで、委員の皆様からの御発言は何かございますか。

小松委員。

○**小松委員** 福祉保険部にちょっと1点だけ確認させてください。

生活扶助費等の負担金の過大交付という説明がありました。4分の3が負担金ですよ。このいただいているペーパーの概要の3行目に、被保護者に対する生活保護費そのものが過支給ですよ、4分の3を負担金で賄っている。このペーパーの見出しなんだけど、生活扶助費等負担金の過大交付、負担金が過大交付であったという説明がありました。国には4分の3に相当する負担金については返還しますよと。生活保護費そのものが過大であれば、4分の1は市に返還されるということなんだろうと思うんだよね。しかし、負担金の過大交付となっているものだから、負担金の部分だけ返還を求めることではないと思うんだけど、そういう理解でよろしいですか。

○**下村福祉保険部生活支援課長** 今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○**小松委員** 細かいことで恐縮なんだけど、このペーパーの見出しが負担金の過大交付となっているわけです。生活保護費が過大交付というか、過大支給であったよと。そのことに起因して、負担金、いわゆる4分の3が過大交付というのが正確なのではないかということを書いておきたいと思えます。

○**金谷委員長** ほかに、何か報告事項について御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**金谷委員長** 特になければ、この議題にかかわり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

休憩せずそのまま続けます。3、給付型奨学金の現状についてに入りたいと思います。

御発言をお願いいたします。

江川委員。

○**江川委員** ちょっとだけ時間をいただきまして、この給付型奨学金の現状について確認させてください。現在の申請状況と給付状況について、まずお示しください。

○**松本子育て支援部子育て助成課長** 給付型奨学金につきましては、本年8月3日から申請を開始いたしまして、申請件数153件ございました。いただいた申請につきましては、旭川市奨学生等選考委員会による審査、選考を10月15日に行い、1件が市民税、道民税の税額控除前所得割額

の基準である8万5千500円を上回ったため支給対象外となりましたが、残り152件につきましては、支給決定としたところでございます。支給金額につきましては、当初予算額2千800万円に対しまして949万円となり、11月6日に支給をしたところでございます。

○江川委員 何か、件数が153件の申請で152件の支給ということで、大分少ないのかなというふうに思うんですけども、申請方法と広報の状況というのはどうなっていますでしょうか。

○松本子育て支援部子育て助成課長 申請方法につきましては、給付型奨学金支給申請書に在学証明書、あと市税に滞納がないことなどの納税証明書、口座振替依頼書等の添付書類、また、市外に保護者が住んでいる場合は、今申しあげました添付書類に加え、住民票、市民税・道民税税額決定納税通知書の写しを提出いただくことになっており、こちらの子育て助成課の窓口へ持参、もしくは郵送にて受け付けをいたしました。

広報の状況ということでございますが、母子福祉資金の相談や、児童手当、児童扶養手当の申請手続きにこちらの課の窓口にお越しいただいた方に制度案内を行ったほか、市民広報、メディアへの報道依頼、ホームページにより広報活動を行いました。また、学校向けといたしましては、昨年度に、中学校校長会へ事業説明、今年度対象になります昨年の中学3年生の三者面談時と卒業式のとときにリーフレットの配付を行いました。さらに、本年度に入りまして、高校1年生へのリーフレットの配付と、学校への個別の事業説明を行いました。さらに、今、御指摘がございましたが、8月の受け付け期間中に申請件数が想定より伸びなかったため、申請締め切り日を当初の8月31日から9月18日まで延長したほか、当初予定しておりませんでした全戸配布の民間情報誌ライナーへ、9月4日に周知の掲載をいたしました。さらに、フェイスブックへの投稿、また、高校につきましても申請締め切り日延長のポスターの配付、また、協力をいただけた一部の高校につきましては、支給の可能性がありそうな生徒へのお声かけもお願いしたところでございます。

○江川委員 広報を含めて、何がハードルだったのかなということをどういうふうに捉えているのかというのをまず先に伺いたいですけれども、申請方法と広報の状況に対する課題認識をお聞かせください。

○松本子育て支援部子育て助成課長 申請方法の課題といたしましては、先ほど申しあげましたように、申請者が申請書類に添付する在学証明書、納税証明書、さらに、市外に保護者がいる場合は、住民票ですとか税額決定納税通知書を取得する必要があるまして、特に、本年につきましてはコロナ禍ということもありまして、手続をする上での負担感が大きかったのではないかと考えております。また、広報活動を通じ、学校の関係者の方々とやりとりをして見えてきた課題といたしましては、生徒を通してプリントを配付しても、その親まで届かないという実態があることがわかりまして、今後、保護者にいかに直接届けられるかということが課題になってくるものと考えております。

○江川委員 申請方法の課題自体は、意外と在学証明書にしても納税証明書にしても、よく求められるようなものの気がするのですが、こんなに少なくないんだなって、逆に私なんかは思ってしまっただけですけど、でも何かきつとひっかかっているんだろうなというふうに思っています。

もう一つ、生徒を通してプリントを配付してもその親にまで届かないという実態というのは、多分、こういう中高生とかを対象にした制度では、もう、何ていうか、共通の課題だと思うんですけどね。子育て支援部に限らず、みんな多分、どうやって直接親にアプローチしようかというのは困っている課題だと思うので、えっそれですかってちょっと思っちゃうんですけど。

だからその部分で言うと、今回、評価すべきなのかなというふうに思うのが、申請件数が想定より伸びなかったから、締め切り日を延ばしただけじゃなくて、予定していなかったけれども、民間情報誌に掲載を決断してすぐしたということと、SNSへの投稿は、本当はその前にしておいてほしかったなという感じなんですけれども、そこも頑張ったよというところが評価すべきなのかなというふうに思っています。

一つ、ちょっと今回あまりよくなかったかなと思っているのが、卒業式とか入学式が、今回この世代って、親御さん、保護者の方が出られなかったと思うんですね。ですので、ちょっとその機会がなかなか難しかったのかなというふうには理解しています。でも、これから多くなっていったりとか、保護者と子どもさんとの関係とかによっては、本当にその広報が難しいんだということをおわかった上で、どういうふうに乗越えるのかというのを検討すべきかなというふうに思っています。申請期限の延長とか追加募集とかをぜひ検討していただけないかなというふうに思うんですけれども、この現状を見て、再々延長等というのは考えていますでしょうか。

○松本子育て支援部子育て助成課長 本年度の支給につきましては、先ほど申し上げましたように、11月に支給が終わっているため、延長というよりも追加募集という考え方になるかと思いますが、今回、申請期間を9月19日まで延長したところなんですけれども、我々としては、9月19日以降ももし申請や相談があった場合は、事情を確認した上で、今回の支給に間に合うようであれば受け付けをすることとしておりました。しかし、その後のそういった申請というのが、相談等も含めてなかったということでごさいました。そのため、追加募集をするに当たっては、やはり課題であります手続の簡素化もそうですが、直接保護者にどうやったら伝えられるかという手法を構築することが必要ではないかというふうに考えておきまして、現時点におきましては、改善策の構築に一定の時間を要すること、さらに、支給時期につきましては、条例の施行規則で定められておきまして、これを再延長する中では、規則の改正というのも必要になってまいりますので、スケジュール的に今年度内の実施というのは難しいというふうに考えております。ただ、来年度に向けましては、周知方法の改善に加えまして、支給時期につきましても柔軟に対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

○江川委員 追加申請の方がいなかった、相談もなかったということなんですけれども、要するに知らないということなのかなというふうに思うんですね。施行規則の改正とかを含めて、やっぱり一定の期間が必要だというのは理解しますし、次年度以降ということになると思うんですけれども、対象者が高校1年生として入学する生徒というふうに考えたときに、今回の場合はですが、そこで対象者が異なってきてしまうというところも一つ課題なのかなと思ってほしいなというふうに思っています。情報が届かないというのは、何か不公平に当たると思うんですね。ことしの対象者だったろうという人がもう給付を受けることができないということがあるので、何かしら、フォローなり何なりを考えてほしいかなというふうにお伝えしたいと思います。

それから、今後のこととして、広報の部分の見直しということで、今回なされた中に、一部の高校については支給の可能性のありそうな生徒への声かけというのがあったかと思うんですけど、やっぱり先生と生徒の関係の部分で、とてもデリケートな部分というか、すごく難しい部分だとは思っています。ただ、高校の先生自体が知っているんだろうかということがちょっと私の中でありまして、うちの高校教師は、そういえばそうだったなって言ったんですね。なので、給付型の奨

学金があるんだよということをみんながちゃんと知っているという状態にしてほしいなというふうに思いますので、改めて、高校の先生方には、いろんな奨学金の制度があって、借りなくてもいいものもあるんだということを周知していただきたいということを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

○金谷委員長 本日の議事は以上であります。特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、以上で民生常任委員会を散会といたします。

散会 午前10時49分